



114
A 3808



大正十一年四月
野常氏閣下

辦理公使

去六月中日料理士事官以夫利國表在地方也

視情者為其強事の負たも以て辱、其兩

視書可なりと云ふ付成りて中表在の法方野の

殊に在野我表方以て言ふ採用を其白段平、

出ると言ふ言はれ、物中の選定は其情を以てハ其故

國以利國、在野の所推る、其情に於て其段の

大正十一年四月
野常氏閣下



病者之病後其病之治法也其病之治法也其病之治法也
又二層者由中進及存其併一層の病程點出後
の時時と云健康と云名解程度凡の病の治法也
別服之字機を要するは其の病の治法也
其の病の治法也其の病の治法也其の病の治法也
其の病の治法也其の病の治法也其の病の治法也
其の病の治法也其の病の治法也其の病の治法也
其の病の治法也其の病の治法也其の病の治法也

い

病者之病後其病之治法也其病之治法也其病之治法也

其の病の治法也

ろ

病者之病後其病之治法也其病之治法也其病之治法也

其病の治法也

は

病者之病後其病之治法也其病之治法也其病之治法也

方は止、改めざる通、知り多し病五種あり

牙一 日星の虫歯病 石ツケン カラシクバイト

牙二 痔瘡病 シユウセント カラシクバイト

牙三 瘰癧を病 カルキシユフト 初者ニサヤリ

牙四 黄腫病 ケルブ シユフト

牙五 軟解病 シユフトク シユフト 俗クサリ

日星の虫歯病の事

此病を審、全国に聞、保、は、つ、海、に、院、を、八、百

才、三、身、佛、國、幅、星、産、二、千、六、百、万、キヤクなり、其、三

年、お、院、佛、前、西、に、た、る、も、右、病、の、流、り、ニ、三、に、た、り、

初、々、シ、佛、前、に、た、り、は、子、の、百、五、十、三、年、以、来、利、國、に

た、る、も、亦、發、改、一、以、来、利、國、の、義、良、の、權、臣、を、佛、國、

仰、く、可、ら、ざ、る、に、ま、り、廿、時、子、の、百、五、十、六、年、其、教

五、百、万、キ、ロ、ニ、出、ら、れ、と、云、へ、り、

此、病、日、本、に、た、る、事、業、ル、る、も、初、也、ナ、キ、事

なり

此病後多し時多し先んて其同病の如く年々生じ
順ふ心をもたず依て心増えし甚きと同
病の年其脱皮の時十日以上前候多し其
甚く後されたる年多し脱皮の時十日以上死
者あり其死体を乾固し決して腐壞せし
其病を伝ふ年なく其脱皮の後雖も同
病の病徳の毛を脱せし

此病花の確證をばし其病を脱せし
其尾の末り及頸の部は其班は其作界確
證をばし其病を脱せし其病を脱せし
大まきなり

右班は固まり確證なり其病を脱せし
是れ必し此病に罹らば其病を脱せし
頭部鏡にて其病を脱せし其病を脱せし
なり

此病を脱せし其病を脱せし其病を脱せし

卵懸 ニブ 梅の中にある 蝶 蝶をいふ之を看す蝶
丸き虫也 之を看す蝶 蝶をいふ之を看す蝶
云々 此病は罹る者あり

存七病

此病を病し前に載せたる者と同なり、
性異なるものなり、唯、前者得る者、
病に因りて死する者あるのみなり

此病候々生長の時期に順じて生長する時
乃ち傳利をなす、其候は、
乃ち傳利をなす、其候は、

別一死後を、乾固を、
乃ち傳利をなす、其候は、

乃ち傳利をなす、其候は、
乃ち傳利をなす、其候は、
乃ち傳利をなす、其候は、

知るに

腐敗病

此病は他の病より先く、
乃ち傳利をなす、其候は、
乃ち傳利をなす、其候は、

遠の状況多々有るに依然として俄に少時由り
死すべきものなり死後思く剛となり二三四時間
作の全面性も亦於みそ石炭粉の如き塵を
掩ふ

此粉未屑或他の事よりして散して食物ニ於り他の
種此を得る是の如くして倉庫等危険をとりよは
粉未梱或を塵付屑より次期をとりよは又後
生さるるなり然れども此毒一年はを經れを新く
其力を失ふもの有り

以粉未を菌芽の芽引に食物を以て事よりして
虫の内部に於りても単生を満ちる高寒地
際には糟や通し再び芽を發したるもの
此病を移轉性多あらん是れ外病に傳る如き
皆糸を以て前より死し飛ぶさるも口には死
すれども其経路は十曾以て云らるるもの
あり

腫痛

此病を面刺す三四又とす第四圖の刺皮接し
考す此病の程の時を最早を刺す皮を
殺する所は皮張破れて乳の管
液を流し食物の他を流す此病の程は
若甘外症前者の如く静まると病癒る也
七野と云ふは移転在る一苦悶の状を現は
頭能鏡を以て換るに血液既の毒を吐く
我見了結水も此病を付降性なるや否を
見ん

軟解痛

斑病を治すの法既し此病を以て
其皮を脱する前より之を殺すに
既し多を造るよりありて初死す
其死後不順なる我見以て死を見ん其

体弱を解て思身穿つ等の思微を
其弱に死せんとす。先院は其体柔軟なるを
号ん、下部少く腫脹し後部稍強少、其内は
少き堅き玉をいん。是より堅き微を流し後
是之を去つては泉胃中乾きたる形未を充
満し痛を作らば死す。是を利此病
中、三つを羽の生きたる所の新思を現し
一解し柔軟なり。其條を羽少く思息を端に

胃を至る思し頭微鏡を以て檢るに好ましの
少線を顯は

此者も移り特性なり。又其の傳傳品一
後病の草葉にするも防るを先つ其種を野ふ
時より時どき又かかす。院は日本の家蚕家疾く
其事を就この方法を實慮して種を移す
か故我弱を此事と解しは好むに備其次を
最の移り取らば先頭微鏡を以て種を

此點據一子録を製するに適しともや否哉知所
其品上の者も別して之を懐かひ以て其年作らざる
の程も亦之を是又其より大に他のより十日前よ
發せたる指人等迄装置を下見す後より玉りて
外より傳條も感をもさしを利と長老の地と打ち
替りをも前より能く水にて洗淨し又蘆魚村
加ル基又低價をとりて世に安んずる蘆魚村備
を以て傳條を偽る事なきを表すの法既に日
在人之を知り其法傳所にて此の流道をもるを
るを既にして解する所なり玉も亦注意す
又するも始終其物殊にたるを此を見付
て牙と兩條とも事なきは又既にも事なき病
症の御候は見え其症を尋ねて其易を利玉
他の傳條を偽るより其症なきに兩條とも事なき
若其直傳玉頸に實は人に別れたる人
るべし死しむる中にも病あり其症を以て點檢す

用ひらるる病を一中の内を百分の半あり
少半は二百分の十を越えざるものなり若
年以て体見るとまを其ニムアを軽痛を望
け時あふけけのこに女本國角ゆる
種もセルニラールニラムを用ゆる事緊要なり此
事も以前の報告書ニヤ述が利

種のも善悪混同す我傷くあると善き種も
得たる種を標み相を別てニイニヤもニイニヤの

レース 言制もする小囊内は雄雌一々小卵を
能くめ、此内より交配して卵を産し標を死す
るなり是の如くして此ニある卵を産し子を産
卵後とまよ死するものも軟弱なりて健全な
らざるの証を以て卵を産す之を放棄すべし
其他の者を一々取り標の全身顕微鏡を
以て之を檢し十全健康なる者のみ異
年の表に供すべし是の如くして唯其健

條の種類を知るべきなり

此外数多の事あり皆之を以て事なり

即ち其の温度、其の湿度を以てする此法大なる

中、其の湿度の度、其の湿度を以てする此法大なる

爰之を詳、海を以て、廣凡に之を以て

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

此法事、其の湿度、其の湿度を以てする此法大なる

豫防する法律並他より事害を免む担^テ担^ルの
所は法律及之均し物も制する法律の由を後
見するより而制する素より代用する物も認め
事^ハは注意すべきなり

第一のものは先日本の法律に人より解け
ぬ法律の原を制定する法律は或る程度
をす^レ又^ハ良^ク法律を政府の平章證明 其^レを
指^シする法律は之を可なりとす然^レも

其^レも法律^ハ之を認めざる^レも^ハ法律の結果に
よりて自ら得^ル国民並外国人^ハ其^レ後所の地を
利^ハを認めざる^レも^ハ待^テ之^レを^ハ確^シ
十^ニの^一見^ハを成^スる^レも^ハ必^ズ要^ス
の^一面^ハに^テは^ハ然^レに^テも^ハ必^ズ要^ス
是^レも^ハ法律^ハに^テは^ハ得^ルる^レも^ハ其^レの^一所^ハ
より^テは^ハ目的^ハを^ハ達^スる^レも^ハ其^レの^一所^ハ
より^テは^ハ信^シする^レも^ハ其^レの^一所^ハ

府の御事申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
御事申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに

其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに

其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに
其旨申上り申すに其旨申上り申すに其旨申上り申すに

天保七年十月十日

閣下の厚匠也

